

平成28年5月13日

民泊サービスの規制設計案に関する意見書

標記について、第8回検討会（平成28年4月12日開催）に提出した「要望」に加え、以下の意見を提出します。

- 1) 対象は「既存の住宅」を活用して行う民泊に限定し、新築したマンションを民泊に転用することは認められないことを明確にする必要がある。
- 2) 新たな規制の枠組みの対象となる民泊と、既存の旅館・ホテル業とを線引きする「一定の要件」については、年間営業日数に上限を設けること「30日」を基本に一日当たりの宿泊人員についても上限を設けるべきであり、年間営業日数については、ビジネスとしての採算性を主張されるのであれば、簡易宿所の営業許可を取得して、ビジネスとして行うべきである。
- 3) 一定の要件が守られていることが確認できるよう、家主、管理者や仲介事業者に対しては、行政の求めに応じた情報提供義務を課すべきと考える。
- 4) ホームステイタイプの民泊については、不正がチェックできるよう、登録を受けた仲介事業者を利用することを要件とすべきと考える。
- 5) 既存の旅館・ホテルも含めた規制の見直しに関しては、旅館・ホテルと共同住宅とで、建築基準法や消防法における取り扱いが大きく異なることを踏まえ、均衡の取れたものとするべきと考える。

全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会
会長 北原 茂樹